

遠隔授業と著作権制度

社会福祉学部 林 健太郎

(VER. 1.2. 令和2年4月18日)

1. はじめに

1-1.この資料で示すこと

・著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)の成立により、原則として、教員が他人の著作物を用いて作成した教材に関して、ネットワークを通じて学生に送信する行為等について、著作権者の許諾なく行えるように改正が行われました。

・そして、上記法改正により、遠隔授業を行うに当たって、**著作権への配慮を過度に心配することなく、他人の著作物等の資料を活用して遠隔授業を組み立てられることになりました。**

・しかしながら、著作権への配慮を過度に心配する必要はなくなったものの、配慮する必要が完全になくなったわけではありません。この資料では、どの点に配慮すべきかをこの資料で示します。

1. はじめに

1-2-1. 留意点①

・著作権制度は、遠隔授業に関するだけでなく、私たちの普段の研究活動や教育活動にも密接に関わるものです。したがって、本来ならば著作権制度について網羅的に解説する必要がありますが、この資料ではあくまで、「概説的な著作権制度の理解について」と「遠隔授業との関係における今般の著作権法改正について」を説明するにとどまります。

・本資料は、解釈の余地のある不確定な部分については、特に、大学として法的リスクを極力縮小することを念頭に書いています。また、私自身はあらゆる科目の授業を想定し得たわけでも、また、全ての教員の講義展開を想定して準備をしたわけでもありません。したがって、「具体的にこれはどうなのか？」という点があれば——いま申し述べたように確定的な返答ができない可能性もありますが、本学での運用の統一を図るという意味でも——ご質問・ご指摘を頂けたら幸いです。

・もとより、私は本来、著作権法の専門家ではありません。法的な理解については正確を期すように心がけていますが、間違いがあればご指摘をください。

1. はじめに

1-2-2. 留意点②

・この資料で説明する今般の著作権法改正のうち、本資料で扱う教育過程での無許諾での著作物の利用に関しては、それについてのみ、他の改正条文の施行日(平成31年1月1日)とは別に、3年以内に別途施行日が決定されることになっていました。そして、この施行日までの間に、細かな点について、関係者によってルール等を整備することを予定していました。しかしながら、今回のコロナ禍の影響により全国的に遠隔授業の普及の必要性が高まったことから、急遽、施行日を2020(令和2)年4月28日として施行することになりました(参照:文化庁 2020)。そのため、今回の施行は準備不足のままの施行である点が否めません。

・およそ法律の条文には解釈の余地が残されることは自然であり、必然でもあります。しかし、解釈の余地の存在は、講義資料を作る教員からすれば、「不明確」という印象を抱き、はっきりしないと思われるかもしれません。また、実務的には、解釈の余地の存在は、訴訟リスク(予測可能性の欠如)の上昇にもつながります。しかし、上記事情により、もはやこれらを甘受しなければならないことをご理解ください(「1-1.」で「原則として」ということを強調したのもこのためです)。

2.著作権制度について

2-1. 著作権法の目的

「この法律は、著作物...[等]...に関し著作者の権利...を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」(法1条)

・この制度は、「文化の発展」を目的として、著作物の「公正な利用」(利用者の利益)

と

「権利の保護」(創作者の利益)との利害調整

を試みるルールである。

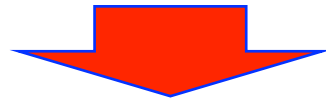
→それゆえ、同法は、著作権者だけでなく利用する側の利益も考慮したものとなっており、著作権の制限(権利制限)という形で、市民生活や社会活動における著作物の利用の自由を認めている(後述する授業過程における複製権等の権利制限もそのひとつである)。

2.著作権制度について

2-1-1. 著作権法上の権利の大きな区別①

著作権: 作者の著作物等(後述)の財産的利益に関する権利(財産的権利)

- ・著作権は、著作物の創作と同時に当然に発生し、作者にその権利が帰属する
(法17条2項)
- ・他人による無許諾での著作物の利用(後述)を禁止する効力を持つ。



著作権の侵害行為をすれば、**著作権者からその差止め&過去の侵害に対する損害賠償請求を求められる可能性がある**(ただし、本資料では、著作権侵害の成立要件については詳述しない)。

2.著作権制度について

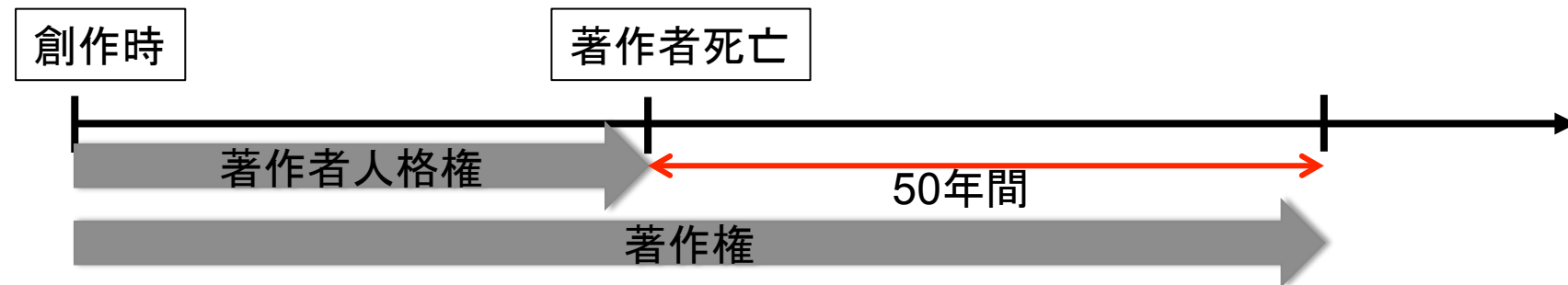
2-1-2. 著作権法上の権利の大きな区別②

著作者人格権: 著作者の精神的・人格的利益に関する権利(人格的権利)

- ・公表権(法18条): 未公表の著作について、いつ公表するかを決定する権利
- ・氏名表示権(法19条): 著作物に著作者名を公表するか否か、表示するとしてどのように表示するか(本名かペンネームか等)を決定する権利
- ・同一性保持権(法20条): 著作物の改変に反対できる権利

※なお、本資料では著作者人格権については詳述しない、しかし、著作者人格権は、著作権とは別モノであることには留意しておく必要がある。したがって、本資料で説明するように、遠隔授業の過程で行われる利用についてその自由度が拡大しているとしても、別途、著作者人格権については配慮する必要がある。

☆著作権は、原則として、著作者死亡後50年間存続するのに対し、著作者人格権は、原則として、創作時から著作者死亡により消滅する。



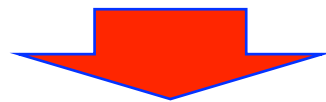
2.著作権制度について

2-2. 著作物

著作権の対象となる「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(法2条1項1号)と定義され、法律上、以下のものが「例示」されている(法10条1項各号)。

- ・言語の著作物
- ・音楽の著作物
- ・舞踊または無言劇の著作物
- ・美術の著作物
- ・建築の著作物
- ・図形の著作物
- ・映画の著作物
- ・写真の著作物
- ・プログラムの著作物

(その他、「思想又は感情」性や「創作」性が問われるが、ここでは詳述しない)。



ここでは、「言語の著作物」(小説、脚本、論文、講演も含む)のみならず、それ以外も「著作物」にあたることに留意しておきたい(なお、著作権法上保護される著作物は、国際条約に基づき、ほとんどの場合、外国民の著作物も日本の著作権法上の保護を受ける)。

2.著作権制度について

2-3-1. 著作権法上の「法定利用行為」①

どのような「利用」行為が著作権侵害に該当する可能性があるか？

以下のもの“のみ”が権利侵害行為に該当する(いわゆる限定列举主義※)。

※正確に言えば、著作権侵害が認められるためには、上記の「法定利用行為」該当性に加え、いわゆる「依拠性」および「類似性」の要件をも満たす必要がある。

・原著作物に関して

複製(法21条)、上演・演奏(22条)、上映(22条の2)、公衆送信・伝達(23条)、口述(24条)、展示(25条)、頒布(26条)、譲渡(26条の2)、貸与(26条の3)

・二次的著作物(原著作を基にして創作された著作)に関して

翻訳・編曲・変形・翻案(27条)、利用(21～27条までの各行為)

→以下では、大学での講義展開に関連するであろう法定利用行為として、「複製」と「公衆送信」のみを取り上げる。

2.著作権制度について

2-3-2. 著作権法上の「法定利用行為」②

複製:「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」(2条1項15号) ← 普段の対面講義で利用しているもの

ポイントは「有形的再製」⇨ 有体物に固定され、**将来反復して使用することが可能になる状態を作り出すこと**(東京地判平成12年5月16日判時1751号128頁参照)

例)紙やDVD-R、ハードディスクなどへのコピーなど(無料公開の学術論文のMoodle等、LMS上でのリンクの貼り付けは、有体物への固定ではないので「複製」には当たらず、次の「公衆送信」にあたる。)

「複製」に該当する例

- ・黒板への文学作品の板書
- ・紙に印刷された著作物を別の紙へコピー
- ・コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存
- ・キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのPCやスマホへの保存
- ・パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存
- ・著作物のファイルへのサーバーへのデータによる蓄積(バックアップも含む)
- ・テレビ番組のハードディスクへの保存

2.著作権制度について

2-3-3. 著作権法上の「法定利用行為」③

公衆送信:「公衆によって直接受信されることを目的として...送信(...)を行うこと」(2条1項7号の2)

← 今般の遠隔授業で主に問題になり得る類型

ポイントは「公衆」= 特定の少数者以外のすべてを指す(つまり、不特定少数・不特定多数・特定多数)。何が多数で何が少数なのかは明確ではないが、講義に関連する「送信」行為については「多数」が関わるものとして「公衆」に対する発信行為だと考えておくことが望ましい。

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム(2020 :4)も、「一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます」と述べる。

「公衆送信」に該当する例

- ・学外に設置されているサーバーに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信
- ・多数の履修者等(公衆)への著作物のメール送信
- ・学校のホームページへの著作物の掲載
- ・テレビ放送
- ・ラジオ放送

参照:著作物の教育利用に関する関係者フォーラム(2020 :4)より引用

2.著作権制度について

2-3-4. 著作権法上の「法定利用行為」④

→したがって、Moodle等、LMSを通じた発信行為は「公衆送信」
(正確にいうと2条1項9号の4における「自動公衆送信」)にあたる。

※厳密には、講義資料のアップロード行為は「送信可能化」といい(準備行為的なもの:2条1項9号の5)、そのアップロードされたものを受信するという行為とは分けられるが、「公衆送信」という概念はいずれも含むものである。法的には、「送信可能化」の時点で公衆送信権の侵害が成立する(わざわざ分けるのは、侵害が行われた時点を受信時において把握するのが困難なため)。

たとえば、

「複製」と「公衆送信」との違いについて、コピーした新聞記事をスキャンした上でMoodleにアップロードし、それを学生が取得する例を考えると、

- ・新聞記事をコピーする行為 → 「複製」
- ・Moodleにアップロードする行為 → 「送信可能化」(「公衆送信」の一部)
- ・学生がMoodleにアクセスして、新聞記事のファイルを取得する行為
→ 「公衆送信」

となる。

3. 権利制限と大学での講義利用

3-1-1. 「学校その他の教育機関における複製等」(法35条)に関する権利制限の意味①

○基本的なエッセンス

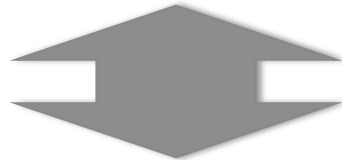
「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」に限り、原則として「無許諾」で、「複製」および「公衆送信」による著作物の利用を認める(複製権・公衆送信権の権利制限を認める)ものである。

○著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)による改正

(改正前) 上記法改正前の旧35条で認められていたのは、

- ・「通常の対面式授業」
- ・「通常の対面式授業と同時に行われる遠隔地での授業」(対面と遠隔“併用”)

についてのみ、「複製」および「公衆送信」による著作物の利用を認めていた。



(改正後) 新35条1～3項は、

- ・「完全な遠隔授業」(対面式授業が一切行われず[教室受講者がおらず]遠隔通信のみで行われる授業)についても、「複製」および「公衆送信」による著作物の利用を認め、
- ・著作権者に対して、利用者たる教育機関(の設置者)がその利用につき一定の補償金を支払う仕組みを創設した。

3. 権利制限と大学での講義利用

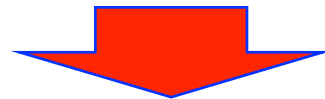
3-1-2. 「学校その他の教育機関における複製等」(法35条)に関する権利制限の意味②

○同法改正の意義：完全遠隔授業における権利制限の拡張

法改正以前は、

- ・対面授業の予習・復習用として複製された教材をメールで送信すること、
- ・オンデマンド授業で複製された講義映像や資料を送信すること、
- ・同時双方向でのリアルタイムでの完全遠隔授業の実施

などについては同条の適用が認められず、他人の著作物を「複製」・「公衆送信」する場合には、別途、許諾を必要があった(ただし、その現実面での運用は、かなりルーズなものであったことは周知のとおりではある)。これに対し、



法改正により、今回導入が想定されている完全な遠隔授業(同時双方向・非同期[オンデマンド]型講義)についても、他人の著作物の「利用」可能性が大いに高まったといえる。

3.著作権制度について

3-2. 補償金の仕組み:授業目的公衆送信補償金制度(参考)

○仕組み

- ・今般の改正によって、教育機関の設置者(学校法人等)は補償金を支払うことになることには注意が必要である(新35条2項)。
- ・補償金は、文化庁から認可を受けた一般社団法人授業目的公共送信補償金等管理協会(SARTRAS)がまとめて徴収し、それを個々の権利者・団体に分配することとされた(法104条の14第2項参照)。

○コロナ禍による特別措置

- ・補償金額等は未決定であったものの、今般のコロナ禍による遠隔授業の速やかな導入・拡大の要請から、2020年度の補償金の額については、当該年度に限り「無償」とする旨が決定(一般社団法人授業目的公共送信補償金等管理協会 2020b)。

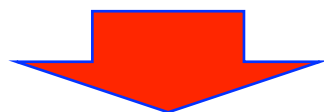
→これにより、今年度限りにおいて、「無許諾」かつ「無償」で、この制度を利用できることとなっている。

4. 完全遠隔授業(同時双方向・オンデマンド型)実施に向けて

4-1. 「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」の理解

法35条の適用があるのは、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であるから、当然、「複製」あるいは「公衆送信」した他人の著作物が、授業以外の目的に利用されてはならないこと。

たとえば、講義の利用のために複製した学術団体発行の有料論文について、学生が授業外で配布・販売する行為は当然、著作権侵害となる(目的外利用:法49条1項1号参照)。



したがって、このような事態を防ぐために、「授業の過程における使用」に限定する措置、たとえば、

- ・Moodle等にアップロードする資料については、履修者のみが閲覧できるようにする
(Moodleを利用すれば、履修者しか見れないようになる。)
- ・講義期間終了後については、アップロードした資料は削除する。

などの措置が必要となる(それでも、学生がそのような行為に及ぶこと自体は防げない。ただし、できる限りそのようなリスクを軽減しておく必要がある)。

4. 完全遠隔授業(同時双方向・オンデマンド型)実施に向けて 4-2-1. 「著作権者の利益を不当に害する」ような利用の理解①

「著作権者の利益を不当に害する」ような利用は認められない(新35条1項ただし書)。

○資料の大部分を印刷(複製)してアップロードすることは認められない。

- ・たとえば、本来教科書として購入すべきもの(学生でも購入可能なもの)を全て、あるいは大部分、「複製」・「公衆送信」する(つまり、自炊してアップロードする)のは、著作権侵害となる。講義回ごとに細分化しても、結果的に“大部分”となることも許されない。
- ・著作物の教育利用に関する関係者フォーラム(2020 :8)も「現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりすること」に注意を促す。

○大部の「複製」・「公衆送信」でなくとも、他人の著作物を利用した場合には必ず出所を明記すること(法48条1項3号)。 ……学術論文と同じレベルで考える。

○今般の改正により「利用」が「無許諾」となった(権利制限の範囲が拡大された)にもかかわらず、「複製」・「公衆送信」には慎重を期すべきこと。

- ・新35条1項ただし書「著作権者の利益を不当に害する」の内容については、具体的にどのような行為がそれに当たるのかは明確にされていない。
- したがって、その範囲は未だ解釈(運用)に委ねられたままであるから(訴訟リスクを抱えているので)、結局のところ他人の(文献等に限らない)著作物の利用には最大限慎重を期すべきである。

4. 完全遠隔授業(同時双方向・オンデマンド型)実施に向けて 4-2-2. 「著作権者の利益を不当に害する」ような利用の理解②

「著作権者の利益を不当に害する」ような利用は認められない(新35条1項ただし書)。

○SARTRAS(一般社団法人授業目的公共送信補償金等管理協会)には未加入の団体が存在すること

→利用する資料(特に映像資料など)の選択に注意する必要がある。

- ・SARTRASに加入している団体に係る著作物の「複製」・「公衆送信」等に関しては、原則、「無許諾」・「無償」(2020年度限り)となると考えてよい。
- ・しかし、たとえば、「映画」に関する一般社団法人日本映画製作者連盟は未加入のようなので(※)、映画に関する「公衆送信」については、この仕組みの控外に位置すると考えることが適当である。

また、ドキュメンタリーのDVDなどについては、基本的にドキュメンタリーを製作したテレビ制作会社が著作権を有しているが、DVDで頒布するに当たって著作権を譲渡している場合がある。DVDなどのパッケージから権利者を確認し、権利者が加入しているかどうかを確認するのが確実である。

※SARTRASの現在の加入団体については以下のとおり(4月4日時点)。

一般社団法人新聞著作権管理協会、公益社団法人日本文藝家協会、協同組合日本脚本家連盟、協同組合日本シナリオ作家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本美術著作権連合、公益社団法人日本漫画家協会、一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人日本音楽著作権協会、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、実演家著作隣接権センター、一般社団法人日本レコード協、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人学術著作権協会(参照:一般社団法人授業目的公共送信補償金等管理協会 2020a)

4. 完全遠隔授業(同時双方向・オンデマンド型)実施に向けて

4-3-1. 完全遠隔授業における著作物使用にあたって考慮すべきこと①

①遠隔授業における他人の著作物の利用にあたっては、全ての著作物が「無許諾」の対象ではないことをまず念頭におく必要がある(特に「映画」等について)。

②権利制限の対象として認められることが確実なものであっても、次のことに留意する必要がある。

- ・利用する資料の学生向けの配布(Moodle等へのアップロード・メール送信等)については、当該講義の履修学生のみがアクセスできる環境に限定できているか、を確認すること(Moodleは問題ない)。
- ・講義で利用し終わった資料については、できる限りその都度、削除等の処理を行うこと。
- ・教員本人は当然のこと、学生に対しても、授業以外の目的を超えた利用は行わないように注意を促すこと。

4. 完全遠隔授業(同時双方向・オンデマンド型)実施に向けて 4-3-2. 完全遠隔授業における著作物使用にあたって考慮すべきこと②

③利用の範囲はかなり拡大されたと言って良い。しかし、新35条1項ただし書「著作権者の利益を不当に害する」の内容に解釈の余地が残されているため、

- ・やはり「**節度**」のある範囲での利用が重要である。
- ・しかし、これまでの(少なくとも私自身含め)大学教員は、そこまで「著作権」に関するリテラシーには明るくなかったと思われる。ゆえに、「節度」のハードルを相当上げないといけない。

なお、今般の「学校その他の教育機関における複製等」の規定については、コロナの影響により予定より早期に施行されたがゆえに、今後は運用と同時にガイドライン等が定まっていくものと予想される。したがって、今後も情報をフォローしつつ、対応していくことが望まれる。

5. 参考文献

島並良・上野達弘・横山久芳(2016)『著作権法入門〔第二版〕』有斐閣

井上由里子(2018)「ICT活用教育と著作権の制限」ジュリストNo. 1525, pp. 32-37.

文化庁(2018)「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf〔最終閲覧日:2020年4月16日〕

文化庁(2020)「授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>〔最終閲覧日:2020年4月16日〕

一般社団法人授業目的公共送信補償金等管理協会(2020a)「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について」

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/200305_seimei.pdf〔最終閲覧日2020年4月16日〕

一般社団法人授業目的公共送信補償金等管理協会(2020b)「2020年度の特例として「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金の「無償」による認可申請を決定」

<https://sartras.or.jp/archives/20200406/>〔最終閲覧日:2020年4月16日〕

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム(2020)「改正著作権法第35条運用指針(令和2(2020)年度版)」

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoushishin2020.pdf>〔最終閲覧日:2020年4月18日〕